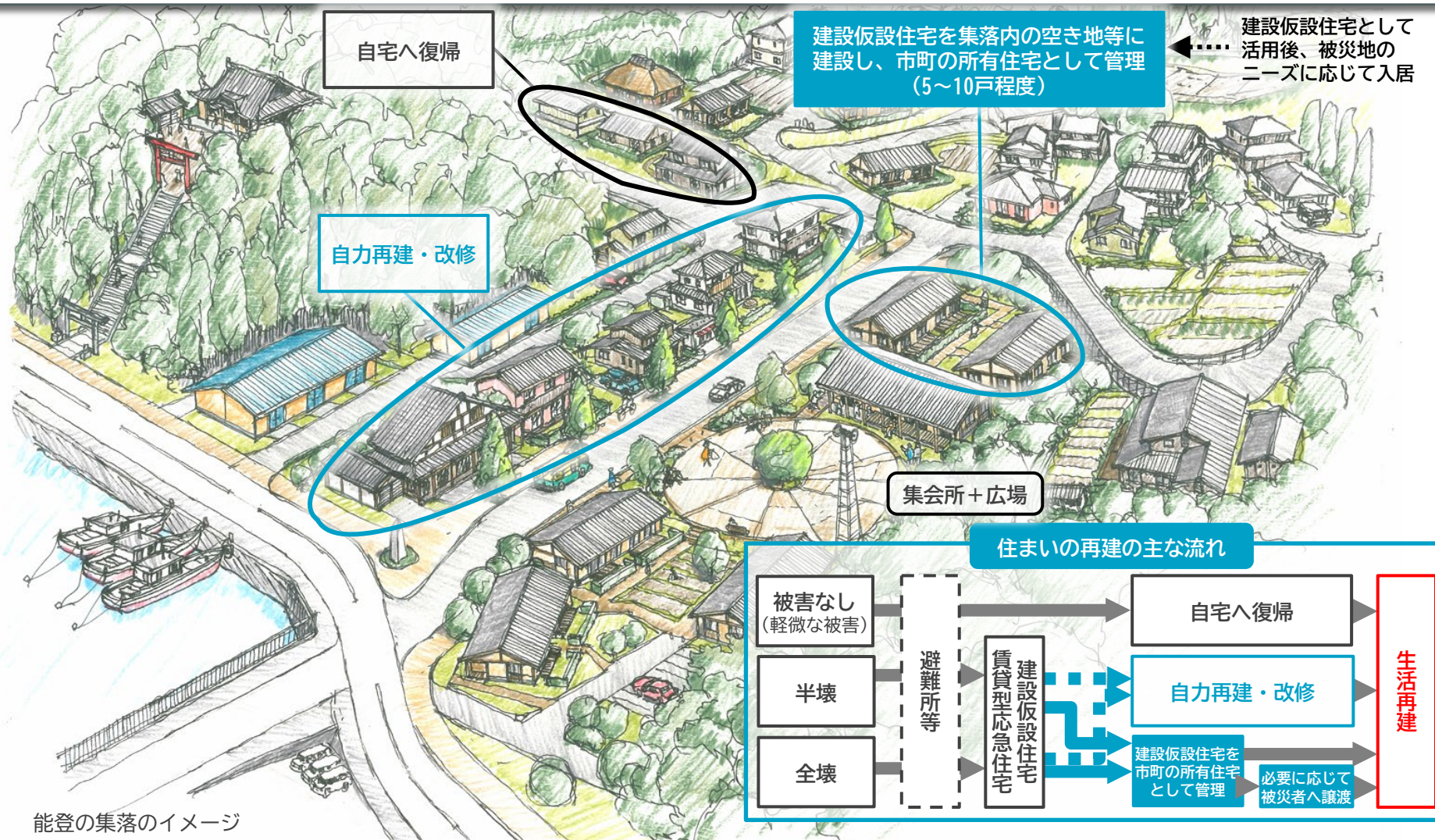
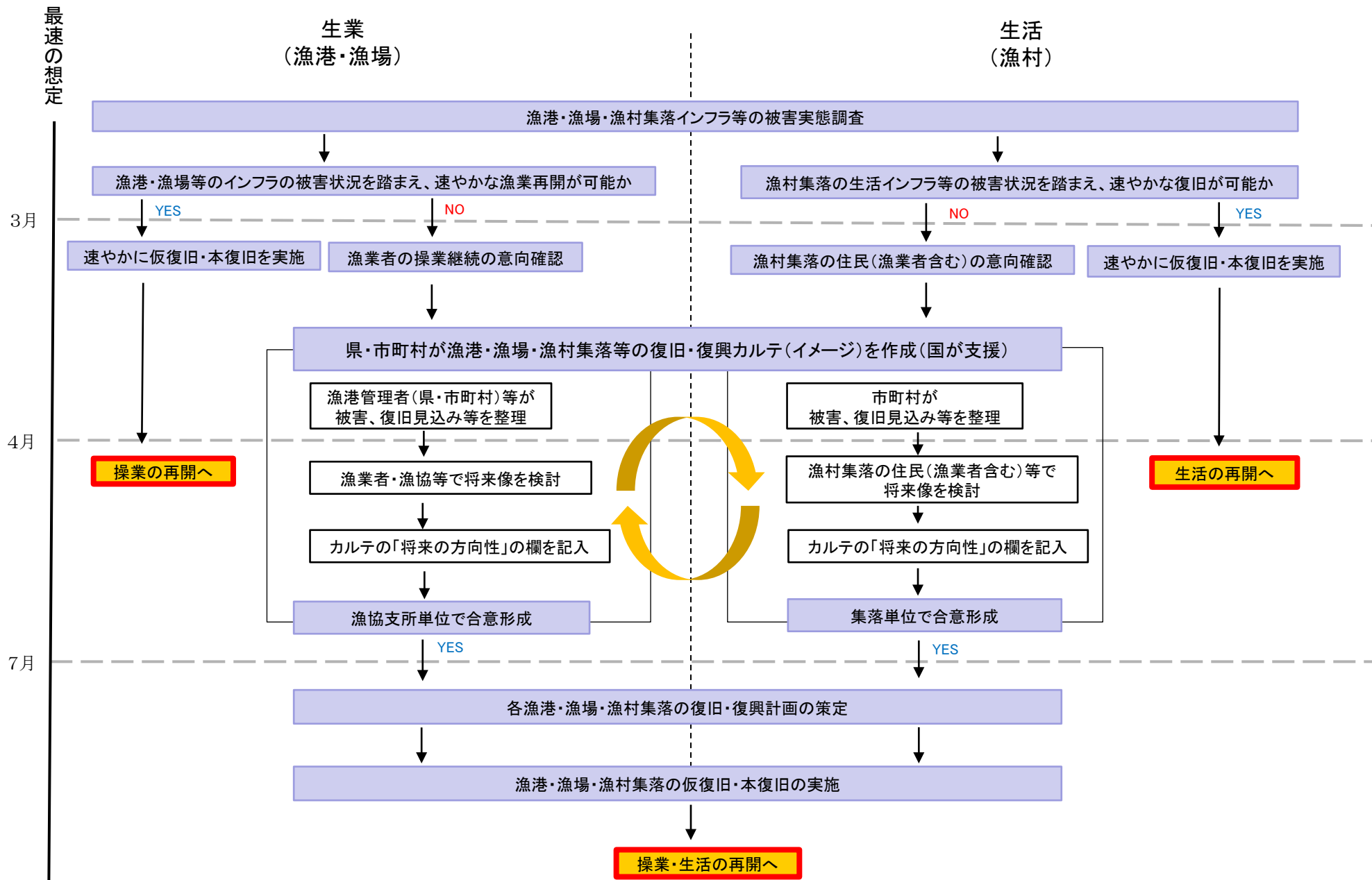


ふるさと回帰型 建設仮設住宅のイメージ

- 集落内の空き地等に仮設住宅を建設
- 仮設住宅に居住しながら、自力再建・改修を行い、生活再建を図る
- 一部の仮設住宅について、供与期間終了後、被災者のために有効活用されることを条例等により制度的に担保した上で
 - 自力再建等が困難な被災者については、一定の改修工事を経た上で、市町の所有住宅として管理し、被災者に貸与
 - 更に、一定期間経過後、被災者が希望する場合には、市町の所有住宅を適正な対価で被災者へ譲渡



漁業・漁村の復旧・復興方針の策定に向けた合意形成フロー（イメージ）



漁港・漁場・漁村集落等の復旧・復興カルテ（イメージ）

		震災前の状況	震災による被害			復旧の見込み			考慮すべき事項	漁業者・地域住民の議論を踏まえた将来の方向
漁業経営体数		経営体	—			—			全経営体継続の意向（2/28現在）	
漁船			全壊	一部損壊	損傷なし	2ヶ月以内	半年以内	それ以上		
	定置網漁船	隻	隻	隻	隻	隻	隻	隻	漁協で所有し、漁業者が利用	
	刺し網漁船	隻	隻	隻	隻	隻	隻	隻		
	いか釣り漁船	隻	隻	隻	隻	隻	隻	隻		
	小型底びき網漁船	隻	隻	隻	隻	隻	隻	隻		
	沖合底びき網漁船	隻	隻	隻	隻	隻	隻	隻		
漁場	A	定置地区	海底地形の変化			定置網の設置場所を変更			漁場は△マイル南に移動見込み	
	B	刺し網	流木等が堆積			流木等の堆積物を回収・処理し、漁場を復旧（半年以内）				
	C	岩のり	岩盤が隆起			岩のり床の整備(1年以内)				
係船施設		○	×			復旧には○年			隣接する○○港が利用可能	
陸揚げ施設		○	×			復旧には○年			隣接する○○港が利用可能	
荷さばき施設		○	×			復旧には○年			近隣の市場まで△km	
給油施設		○	×			復旧には○年			近隣の給油施設までの距離△マイル	
製氷施設		○	○			復旧には○年			近隣の製氷施設までの距離□km	
冷蔵庫		—	—			—				
市場		○	×			復旧には○年			金沢市場まで陸送可能	
海業										
	直売所	○	×			○○事業で復旧（半年以内）				
	レストラン	—	—							上記復旧に合わせて併設（1年以内）
	その他									
居住者数		人	—			—			○○人が転居希望(2/28現在)	
上水道		○	×			復旧済み				
下水道・集落排水施設		○	×			仮復旧済み				
臨港道路		○	×			仮復旧中（復旧まで○年）				
住居			全壊	一部損壊	損傷なし	住民の帰還見通しも含め記入				
		棟	棟	棟	棟					

県、市町村が国の支援の下で作成

地区ごとに関係者（漁業者、地域住民）で議論し、記入

農業・林業の生業・にぎわい復興に向けた合意形成手続きフロー（イメージ）

農地・農業用施設、畜舎や山林施設等の損壊、大規模な山腹崩壊の発生、その他広い範囲にわたって甚大な被害

住宅損壊、道路、水路、電気等の被害

※は政府による支援策

白米千枚田等の棚田の被害把握

- 復旧や必要な支援も、基本的には右の一般的な農地と同じだが、「原形復旧」が基本
- 区画狭小で機械施工も比較的難しいことから、耕作者やオーナーによる自力復旧が効果的
- 県、国は自力復旧に対し労務費を支給できる仕組み等を周知し、市町村はこうした自力復旧の動きを積極的に支援する

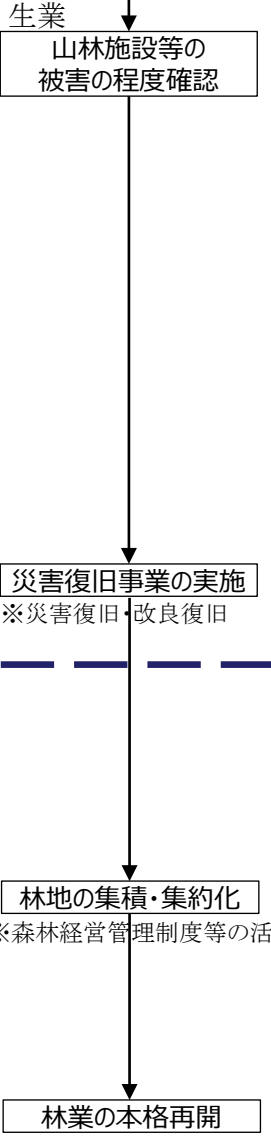
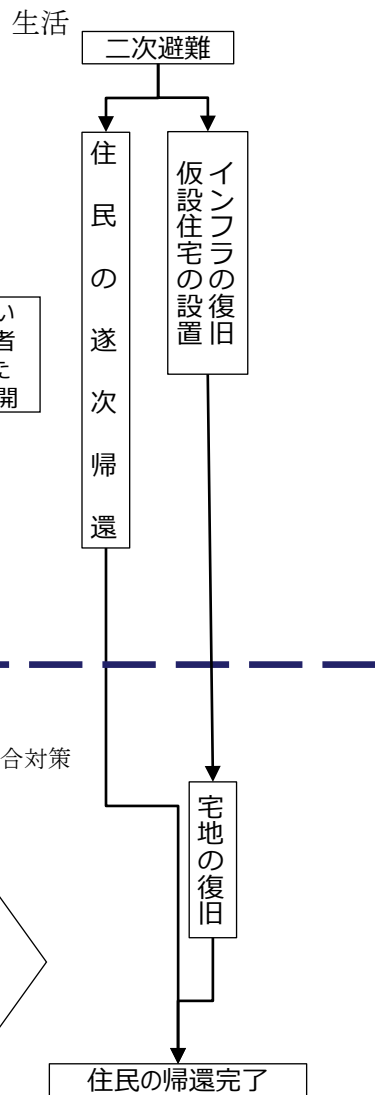
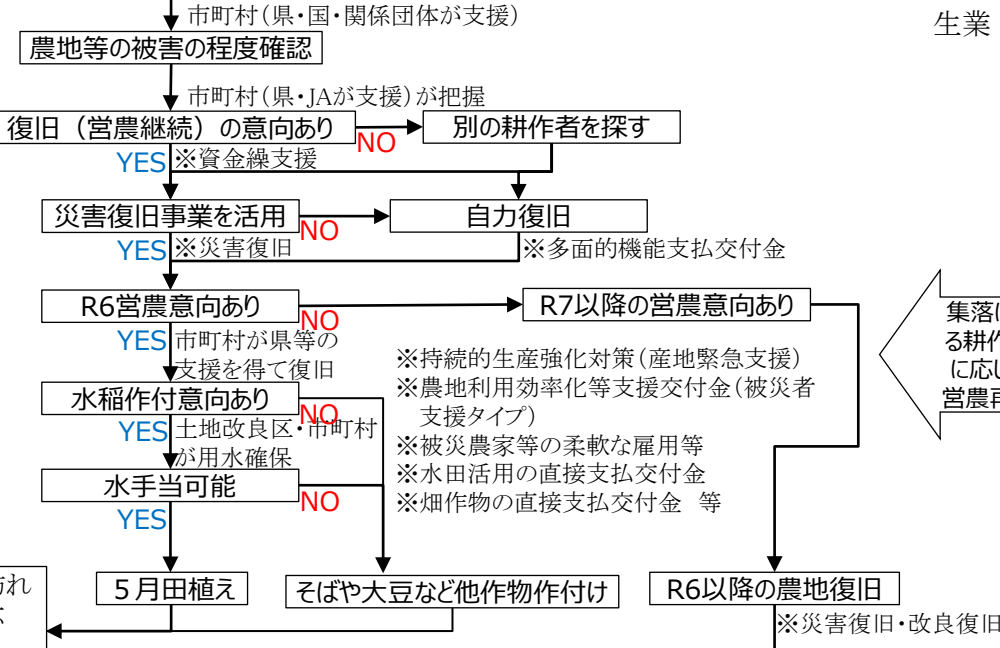
復旧

○「買って応援」「訪れて応援」「募金で応援」など国民支援の展開

復興

生産農産物の出口である6次化施設・来訪者を受け入れる農泊施設の再建・機能向上・新設

※なりわい再建支援事業
※農山漁村発イノベーション対策



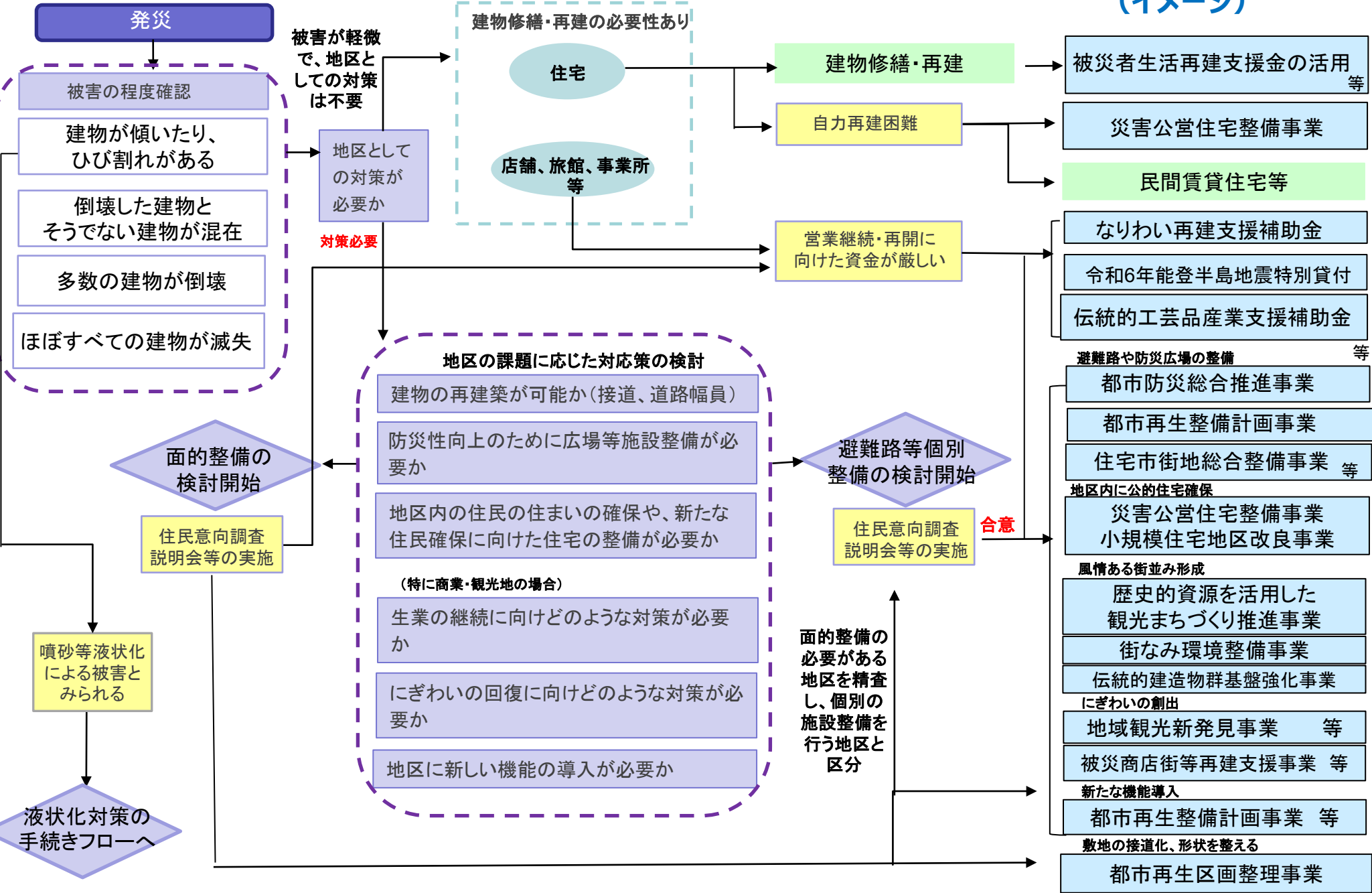
集落にいる耕作者に応じた営農再開

生業等の復興に伴う住民帰還

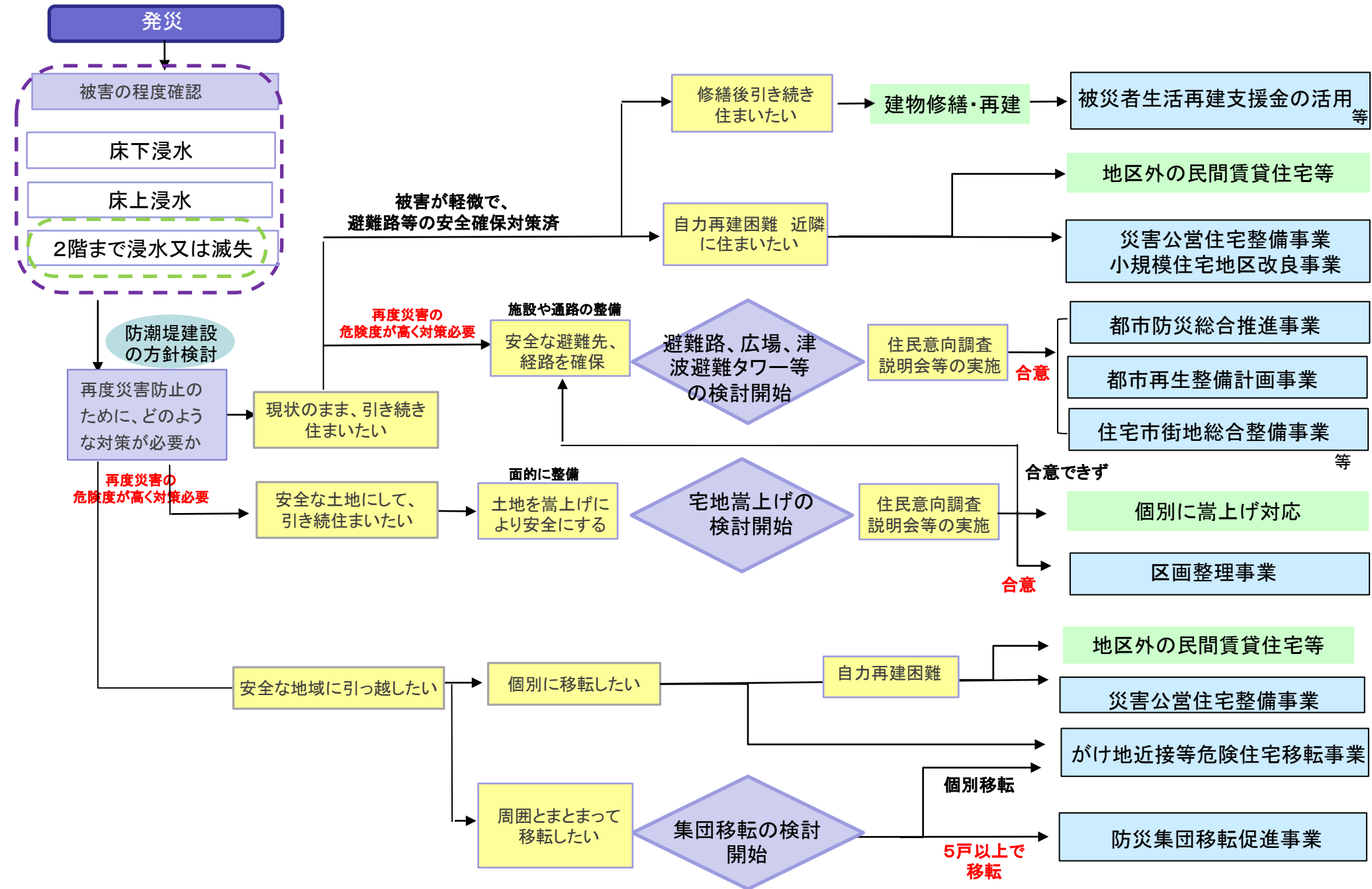
※森林経営管理制度等の活用

(イメージ)

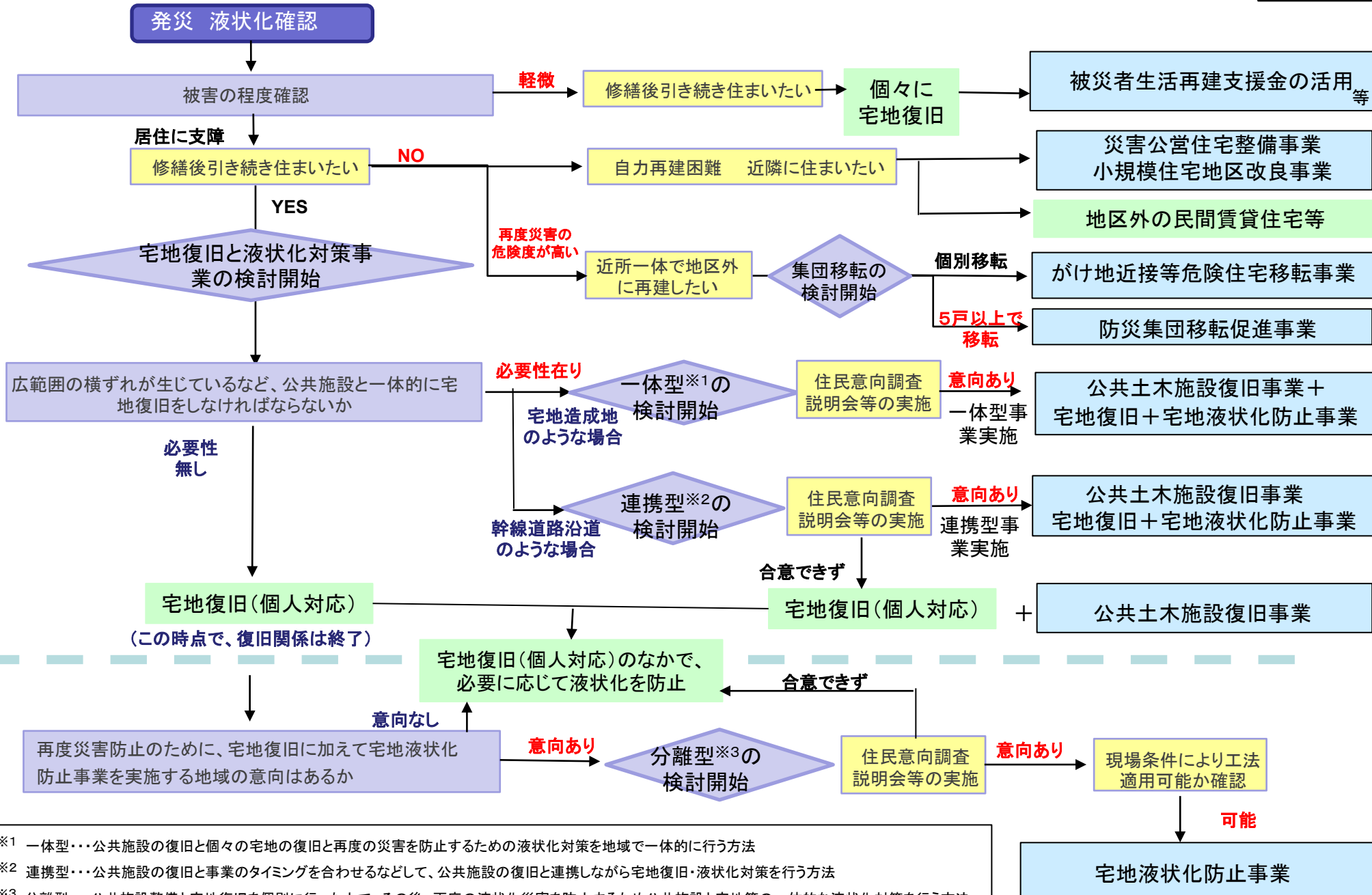
地震・火災による建物被害を受けた地域における復興まちづくりに向けての合意形成手続きフロー



津波による被害を受けた地域における復興まちづくりに向けての合意形成手続きフロー（イメージ） 別紙6



液状化被害を受けた地域における対策実施に向けての合意形成手続きフロー（イメージ）



※1 一体型・・・公共施設の復旧と個々の宅地の復旧と再度の災害を防止するための液状化対策を地域で一体的に行う方法
※2 連携型・・・公共施設の復旧と事業のタイミングを合わせるなどして、公共施設の復旧と連携しながら宅地復旧・液状化対策を行う方法
※3 分離型・・・公共施設整備と宅地復旧を個別に行った上で、その後、再度の液状化災害を防止するため公共施設と宅地等の一体的な液状化対策を行う方法

国の相談窓口

- 市街地関係その他全般 国土交通省 都市局 都市安全課 (03-5253-8400)
- 住宅関係
 - ・応急仮設住宅関係 内閣府防災 (被災者生活再建担当) (03-3503-9394)
 - ・その他 国土交通省 住宅局 市街地建築課 市街地住宅整備室 (03-5253-8517)
- 水産業関係
 - ・全般に関すること 水産庁 企画課 (03-6744-2341)
 - ・漁港漁場に関すること 水産庁 計画課 (03-3502-8492)
 - ・漁村に関すること 水産庁 防災漁村課 (03-3502-5633)
- 農林業関係
 - ・農業に関すること 農林水産省 農村振興局 農村政策部 都市農村交流課 (03-6744-2441)
 - ・林業に関すること 林野庁 林政部 林政課 (03-6744-1777)
- 伝統産業、地域産業関係
 - ・伝統的工芸品産業支援 経済産業省 製造産業局 伝統的工芸品産業室 (03-3501-3544)
 - ・中小企業の施設復旧支援 中小企業庁 経営支援部 小規模企業振興課 (03-3501-2036)
 - ・中小企業の金融支援 中小企業庁 事業環境部 金融課 (03-3501-2876)
 - ・商店街支援 中小企業庁 経営支援部 商業課 (03-3501-1929)
- 観光業関係 観光庁 観光地域振興部 観光資源課 (03-5253-8924)
- 災害廃棄物処理、浄化槽等関係
 - ・災害廃棄物処理、公費解体撤去 環境省環境再生・資源循環局 災害廃棄物対策室 (03-5521-8358)
 - ・浄化槽 環境省環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課 浄化槽推進室 (03-5501-3155)
- 文化財関係 文化庁 文化資源活用課 (075-451-9673)